

青森県報

第三千九百六十二号

平成二十七年
二月二十五日
(水曜日)

目次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………(青少年・男女共同参画課)……………一

救急病院及び救急診療所の設置……………(医療業務課)……………一

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(高齢福祉保険課)……………二

漁業の許可等の申請期間……………(水産振興課)……………二

公 告……………(県民生活文化課)……………二

特定商取引に関する法律第八条第二項の規定による公表……………(同)……………三

出先機関……………(同)……………三

土地改良事業の工事の完了……………(西北地域民局)……………三

選挙管理委員会……………(事務局)……………三

青森県議会議員黒石市選挙区補欠選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の一部訂正……………(事務局)……………三

公安委員会……………(警務課)……………四

青森県警察組織規則の一部を改正する規則……………(保安課)……………四

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催……………(同)……………五

告 示

青森県告示第百四号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
一三〇九	書籍	mini パラ	竹書房	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
一三〇〇		裏モノ JAPAN	鉄人社	
一三〇一		Young Love	宙出版	
一三〇二		恋愛チエリーペンク	秋田書店	
一三〇三		EX MAX!	ぶんか社	
一三〇四		黄金のGT	晋遊舎	

青森県告示第百五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	認定の有効期限	救急病院、救急診療所の別
八戸平和病院	八戸市湊高台二丁目四の六	平成三十年二月十三日	救急病院
はちのへハートセンタークリニックス	八戸市大字田向字間ノ田六五の一	平成三十年二月二十三日	救急診療所
弘前市立病院	弘前市大字大町三丁目八の一	平成三十年二月二十六日	救急病院
三戸町国民健康保険三戸中央病院	三戸郡三戸町大字川守田字冲中九の一	平成三十年二月二十八日	"

青森県告示第百六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次とおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所名称	事業所所在地	指定期限
指定居宅介護支援事業者 有限会社つじ産業	むつ市大畑町本門寺前一四の六	夢・プラザ介護支援センター	むつ市大畑町中島六〇の一	平成二七・三一

青森県告示第百七号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた

ので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十七年四月一日から同年十月日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、いさざひき網漁業
- 二 操業区域 東共第八号、第十号、第十二号、第十四号の各共同漁業権漁場の区域のうち漁業権者の同意のあった共同漁業権漁場の区域及びその冲合海域
- 三 操業期間 平成二十七年五月一日から同年八月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 八十四隻

公 告

特定商取引に関する法律第八条第二項の規定による公表

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、次のとおり訪問販売に関する業務の一部の停止を命じたので、同条第二項の規定により公表する。

平成二十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 氏名

毛利友信

二 住所

北海道余市郡余市町黒川四丁目九九

三 業務停止の期間

平成二十七年二月二十日から同年八月十九日まで

四 停止業務の範囲

青森県の区域内における訪問販売に関する業務のうち次に掲げるもの

- 1 売買契約又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結について勧誘をすること。
- 2 売買契約又は役務提供契約の申込みを受けること。
- 3 売買契約又は役務提供契約を締結すること。

特定商取引に関する法律第八条第二項の規定による公表

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、次のとおり訪問販売に関する業務の一部の停止を命じたので、同条第二項の規定により公表する。

平成二十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 氏名

片平義和

二 住所

北海道余市郡余市町黒川町四丁目九九

三 業務停止の期間

平成二十七年二月二十日から同年八月十九日まで

四 停止業務の範囲

青森県の区域内における訪問販売に関する業務のうち次に掲げるもの

- 1 売買契約又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結について勧誘をすること。
- 2 売買契約又は役務提供契約の申込みを受けること。
- 3 売買契約又は役務提供契約を締結すること。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、

次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十七年二月二十五日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
農業基盤整備促進事業 （暗渠排水整備）	出来島地区農業基盤整備促進事業共同 施行	平成二七・一・一五

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十五号

平成二十六年八月八日青森県選挙管理委員会告示第四十号（青森県議会議員黒石市選挙区補欠選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十七年二月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の平成二十六年六月二十二日執行の青森県議会議員黒石市選挙区補欠選挙の候補者氏名鳴海恵一郎の第1回分の表中

「 収 入

主たる寄附

（氏名・団体名） （職業） （郵便番号）

円

その他の寄附 20件 200,000 を

その他の収入 1,300,000

今回計 1,500,000

前回計 0

総計 1,500,000 」

収入			
主たる寄附	(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
			円
	自由民主党青森県支部連合会	政 党	200,000
	その他の寄附	20件	200,000
	その他の収入		1,100,000
今回計			1,500,000
前回計			0
総計			1,500,000

公安委員会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年二月二十五日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

青森県公安委員会規則第一号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則(昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「酩酊者」を「保護」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号中「児童虐待及び」及び「(他の所掌に属するものを除く。)」を削り、同号を同条第四号とし、同条第七号を同条第五号とし、同条第八号中「子ども」を「子供」に改め、同号を同条第六号とし、同条第九号を同条第七号とし、同条第十号を同条第八号とする。

第十条の四中第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。
十 質屋及び古物商に関すること。

十一 警備業及び探偵業に関すること。

附 則

この規則は、平成二十七年三月十六日から施行する。

青森県公安委員会告示第二十号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)第十七条第二項の規定により公表する。

平成二十七年二月二十五日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	受 付 時 間	講 習 時 間	講 習 場 所
平成二十七年 五月三十一日	午前八時三十分 から午前八時五 十五分まで	午前九時から午 後四時まで	青森市大字荒川字藤戸一 九の七 青森県総合社会教育センタ
七月十五日	"	"	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署
八月二十一日	"	"	八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
 - 3 猟銃用火薬類に関する法令
- 三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて提出すること。

2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付
講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを審査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第二十一号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

平成二十七年二月二十五日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

一 講習会の日時及び場所

開	催	日	時	講	習	場	所
四月二十三日	"	"	"	八戸市城下一丁目一六の二	五	八戸警察署	
平成二十七年四月十六日	午後零時三十分から午後零時五十五分まで	午後一時から午後四時まで	つがる市木造若緑五二二つがる市生涯学習交流センター「松の館」				

五月十二日	"	"	"	三沢市平畑一丁目一の三八		三沢警察署	
五月二十日	"	"	"	弘前市大字八幡町三丁目三		弘前警察署	
五月二十六日	"	"	"	三戸郡三戸町大字川守田字		三戸郡中央公民館	
六月十六日	"	"	"	むつ市中央二丁目三の二〇		むつ市立図書館	
六月二十三日	"	"	"	黒石市北美町二丁目四七の一		黒石警察署	
七月四日	"	"	"	青森市大字荒川字藤戸一一九の七		青森県総合社会教育センター	
七月二十九日	"	"	"	五所川原市字栄町六の一		五所川原警察署	
八月二十日	"	"	"	十和田市西六番町一の四一		十和田警察署	
九月三日	"	"	"	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二七		鰺ヶ沢警察署	
九月十一日	"	"	"	三戸郡五戸町字下毛沢向一三の六		五戸警察署	
九月十九日	"	"	"	八戸市大字売市字興遊下三八戸市スポーツ研修センター		八戸警察署	
十月八日	"	"	"	上北郡七戸町字大沢五七の四九		七戸警察署	
十月二十五日	"	"	"	三戸郡三戸町大字川守田字		三戸郡中央公民館	

三月八日	二月十七日	平成二十八年 一月二十日	十二月十七日	十一月八日
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
黒石警察署	黒石市北美町二丁目四七の 一	青森市大字荒川字藤戸一 九の七 青森県総合社会教育センタ ル	上北郡野辺地町字新町裏一 の 野辺地警察署	弘前市大字末広四丁目一〇 の 弘前市総合学習センター

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一
号 青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭